

## 暴風警報等発表時の対応について

令和8年5月下旬より、気象庁から発表される防災気象情報が新しくなったことに伴い、暴風警報等発表時の対応は以下のとおりとします。

このことについてご理解いただき、適切な対応をとっていただきますようお願いいたします。

### 1 始業前に、三重県北部または自宅のある地域に、以下のいずれかの警報が発表されている場合

- ・暴風警報（暴風雪含む）
- ・レベル4以上の大雨警報
- ・大雪特別警報

(1) 生徒は登校せず自宅で待機すること。

(2) 午前11時までに解除された場合は、当日の授業を行うので、2時間以内に登校すること。

ただし、交通機関のまひ、道路や橋梁の決壊、浸水等により、登校が危険もしくは困難な場合は登校を控え、その状況を速やかに学校に連絡すること。

(3) 午前11時においてもなお、警報が解除されない場合は休校とする。

### 2 登校中に、1と同様の警報が発表された場合

安全に配慮しながら速やかに帰宅すること。

ただし、安全に帰宅することが困難な場合は、学校または最寄りの安全な場所に避難し、保護者と連絡をとること。

### 3 在校時に、1と同様の警報が発表された場合

安全に配慮しながら速やかに帰宅すること。

ただし、安全に帰宅することが困難な場合は、学校に待機し、保護者と連絡をとること。

### 4 その他の警報等が発表された場合

必要に応じ、生徒および保護者に連絡するので、生徒は適切な対応をとること。